

公益社団法人日本オーケストラ連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本オーケストラ連盟と称し、英文では Association of Japanese Symphony Orchestras と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、交響楽の振興と普及を図り、もって我が国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 交響楽に関する調査研究及び資料、情報の収集
- (2) 交響楽振興のための公演及び講習会等の開催
- (3) 青少年に対する交響楽の普及
- (4) 交響楽に関する国際交流
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の構成員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

非営利団体であって、一定の活動実績と組織基準を充たすプロフェッショナル・オーケストラを有し、この法人の目的に賛同して、第6条第1項の所定の手続きを経て入会したもの。

(2) 準会員

正会員に準じた活動実績と組織のプロフェッショナル・オーケストラを有する正会員以外の団体で、この法人の目的に賛同して、第6条第1項の所定の手続きを経て入会したもの。

(3) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(4) 名誉会員

この法人に特に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び準会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、正会員の推薦を得て申込をし、理事会の承認を経て、総会で決議されねばならない。

2 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込むものとする。

3 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員はそれぞれ入会金及び年会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 この他、この法人の事業遂行上必要に応じて応分の会費を負担するものとする。

3 名誉会員は、入会金及び会費を支払うことを要しない。

4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

5 入会金及び会費は、この法人の管理費用に充当し、残余は公益目的事業のために充当する。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明する機会を与えねばならない。

(1) この法人の会員としての義務に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、第5条の正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会には、準会員がオブザーバーとして出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったときは、理事長はその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくとも2週間前に、その会議の目的である事項、日時

及び場所を記載した書面をもって通知する。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長又は他の代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名捺印し、これを保存する。

第5章 役 員

(役 員)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、2名以内を代表理事とし、5名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会でこれを選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって第19条の理事の中から選任する。

- 3 理事のうちには、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事会は、その決議によって、代表理事より理事長1名を選定する。また代表理事及び業務執行理事の中から副理事長、専務理事、常務理事各2名以内を選定することができる。
 - 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が次の各項のいずれかに該当するときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第25条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(役員責任免除)

第26条 この法人は、法人法第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第27条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、顧問及び参与若干名を必要に応じて置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、学識経験者及びこの法人に特段の功績があった者のうちから、任期を定め、理事会の決議を経て、理事長が依嘱する。

3 名誉会長、顧問及び参与の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、顧問及び参与の職務)

第28条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応ずる。

2 参与は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事より会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長はその請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は、理事長又は他の代表理事がこれに当る。

(決 議)

第32条 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず法人法第96条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名捺印し、これを保存する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 基本財産
- (2) 入会金及び会費収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第35条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第37条 基本財産は、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得、かつ総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ、処分し、又は担保に供することができない。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、定時総会に報告し承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属書類
- (6) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第42条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得、かつ総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計の原則等)

第43条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣例に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則によるものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局長及び職員は、有給とする。

6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第46条 この法人の主たる事務所には、次の書類及び帳簿を法令に定めるところにより備えなければならない。

(1) 定款

(2) 会員の名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 役員等の報酬規定

(5) 財産目録

(6) 事業計画書及び収支予算書等

- (7) 事業報告書及び計算書類等
 - (8) 監査報告書
 - (9) 認定、許可、認可及び登記に関する書類
 - (10) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (11) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 これらの書類及び帳簿は、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 これらの書類及び帳簿は、10年間保存しなければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第48条 この法人の解散については、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法

人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は児玉幸治とする。